

京都市告示第504号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年1月11日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
西第四経18 号線	中京区西ノ京西中合町19番地の7地先 から 同区西ノ京徳大寺町4番地地先まで	旧	メートル 11.90	メートル 6.40 ~ 13.20
		新	11.90	6.40 ~ 18.10

(建設局土木管理部道路明示課)